

令和6年度 共同募金『年末たすけあい』配分助成 助成区分一覧

区分	主な対象活動	条件			備考
		回数等	1回あたりの人数	上限金額	
広域活動組織	①地域団体やボランティア団体が行う地域福祉を推進していくための事業 ②障害者団体や介護者の会、子育て支援団体等が地域住民の参加を得て行う事業 ※港南区社会福祉協議会の会員であること	単発・通年ともに回数を問わない	参加者数の制限をしないが、事業内容の対象者の大半が、港南区民であること。	100,000	※前年度、港南区善意銀行配分助成を受けている団体は、上限金額を半額とする。
社会福祉施設	①NPO・一般・公益社団法人、または障害当事者団体及び家族団体が運営する障害者のための施設が行う事業 ②NPO・一般・公益社団法人、または障害当事者団体及び家族団体が運営する障害者のための施設が行う備品整備 ※港南区社会福祉協議会の会員であること		入所・通所者等当事者の人数が5名以上であること	50,000	※備品購入をした団体については、その年度を含み3年、同一の目的での申請は不可とする。 (令和4～5年度に備品配分を受けた団体は、令和6年度に備品購入を目的とした申請をすることはできません)